

特別医療法人と特定医療法人の公益性要件の比較

	特別医療法人	特定医療法人
効果	○収益業務の実施（注） ×（法人税率30%）	×（収益事業は認められない） ○法人税軽減税率（22%）適用
要件等	医療法人のうち、法人の財産が個人に帰することがなく、公的な運営が確保されているもの （医療法第42条第2項）	医療法人のうち、その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることについて国税庁長官の承認を受けたもの （租税特別措置法第67条の2）
法人の種類	○財団又は持分の定めのない社団	○同左
医療施設の要件	○特定の病床（緩和ケア病床など省令で定める9種のうちのいずれか）を有すること（注） ○次のいずれかの要件を有すること ・患者40人以上の収容施設を有すること ・救急告示病院であること ・その他公益の増進に著しく寄与	×（病床規制なし） ○同左
収入要件	○社会保険診療に係る収入金額が全収入の80%超であること ○自費患者は社会保険診療と同一の基準により計算すること ○医療収入の金額は直接経費の1.5倍の範囲であること ×（差額ベッド規制なし）	○同左 ○同左 ○同左 ○差額ベッド比率30%
法令違反事実の有無	○医療に関する法令に違反する事実その他公益違反の事実がないこと	○同左
特別利益付与の禁止	○役員等に対し、施設の利用、金銭貸与、資産の譲渡等その他財産の運用及び事業の運営に関し特別の利益を与えないものであること ○役員等に対する給与支給額は、年3600万円以下であること（注）	○同左 ○同左
同族要件	○3分の1以下であること	○同左
残余財産の帰属	○解散等した場合の残余財産は国等に帰属	○同左
移行時における税制上の取扱い	○課税関係は生じない	○同左

（注）特別医療法人の公益性要件等について、平成15年11月より以下のとおり改正予定。

- ・ 収益業務について、実施できる業務の範囲を大幅に緩和
- ・ 業務に係る要件について、医療施設近代化補助金の交付条件、税制上優遇措置を受けるための条件とされている業務を追加
- ・ 役員等の給与等について、職務内容及び年齢により加減算して計算する階層的規制を撤廃